第18号様式

大府市指令環第1450-19号
令和6年3月8日

一般廃棄物収集運搬業許可証

主たる事務所の所在地
豊田市松ヶ枝町三丁目30番地
名　称　　ホーメックス株式会社
代表者　　代表取締役　餅原　幹也

令和6年2月7日付けで申請のありました一般廃棄物収集運搬業について、次の条件を付して許可します。

大府市長　　岡　村　秀　人　㊞

許可番号	収集・運搬　－　19
許可期間	令和6年4月1日　～　令和8年3月31日
事業の区分	収集運搬（荷卸し）
取扱廃棄物の種類	事業系一般廃棄物（生ごみ）
許可条件	(1)　大府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に定める条項を遵守すること。 (2)　一般廃棄物収集運搬業を廃止、取り消し又は休止する場合、その他の事情の如何を問わず、市は一切の損害補償に応じない。 (3)　刈谷市内、安城市内及び豊田市内から排出される事業系一般廃棄物のうち生ごみ（食品残渣等）を次の施設に搬入することを認める。 なお、搬入先及び処理方法を変更する場合は、必ず協議すること。 ・　収集区域：刈谷市内、安城市内、豊田市内 ・　搬入先施設：オオブユニティ㈱　リサイクルプラント横根工場 ・　搬入先住所：大府市横根町惣作236番地の1 (4)　生ごみとその他の廃棄物（産業廃棄物や他市町村の廃棄物）の混載をしてはならない。 (5)　毎月の運搬収集実績を翌月の5日までに、報告すること。 (6)　この証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。 (7)　その他、市長が必要と認めることを遵守すること。